

## 学校の法律問題 法的問題としての“いじめ”

「指導と評価 9月号」より

**【事例】** A校は、いじめ撲滅を目標に努力している。7月のある日、1年生の生徒から、何度も筆箱を壊されたり隠されたりしたという申告があった。担任教員は当事者から事情を開き、子どもどうしのいたずらとしてよくあることと判断した。2学期に入り、今度は保護者から「いじめを受けているようだが、担任教員は何もしてくれない」という相談が、校長に持ち込まれた。

日本女子大学教授 坂田 仰

滋賀県大津市の自殺事件を例に出すまでもなく、現在、いじめは、体罰と並び、最も深刻な「学校病理」といって過言ではない。この間、いじめ防止対策推進法が成立し、学校におけるいじめ対策組織の設置が打ち出される等、各種の対策が講じられているが、短期的な成果を期待することは困難な状況にある。また、いわゆるいじめ裁判においては、加害児童・生徒、保護者の責任追及に加えて、いじめを防止、解消できなかった学校側の責任を追及しようとする例が、増加している。

いじめの兆候を把握した場合、学校側にまず求められるのは、いじめが存在するか否かを確認する作業である。だが、いじめは、教員や保護者の目を盗み、深く密かに潜行する性格を有している。そのため、けんかやからかい等、だれもが通過儀礼的に経験する類いの出来事、いいかえるならば、学校現場に普遍的に存在する日常的な衝突との区別が困難な場合が少なくない。事例における担任の判断も、この点を見誤った可能性が存在している。同様の事案に関して、文房具損壊行為を認識しておきながら、いじめの存在をまったく疑うことなく、これを子どもどうしの戯れ程度のことと認識し、その後の動向に何ら注意を払わず、漫然と放置し、いじめ問題に対する配慮の足りなさを露呈したと批判する先例がある(広島地裁判決平成19年5月24日)。

では、法的に見た場合、「いじめ」とは、どのようなものを指すのであろうか。この点に関しては、部活動いじめ自殺未遂国家賠償請求訴訟(佐賀地裁判決平成24年1月27日)が参考になる。同判決は、まず、「集団生活において、特定の者に対するいわゆるいじめ行為が認められたとしても、いじめ行為の主体である加害者は、いじめ行為を受けている被害者との関係で、直ちに不法行為責任を負うもの」ではないと指摘し、教育課題としてのいじめと、法的問題としてのいじめを峻別する必要性を示唆する。そして、「加害者と被害者の関係、加害者の意図、当該いじめ行為の態様や執拗性、当該いじめ行為に対する被害者の対応等諸般の事情を総合考慮し、当該いじめ行為が、社会的相当性を逸脱する違法な権利侵害行為であると認められる場合にのみ、不法行為の成立を認め得る」としている。

いじめの存在が明らかになった場合、学校側には、「いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務」が生じる(いじめ防止対策推進法8条)。具体的には、まず被害児童・生徒をケアし、加害児童・生徒を諫(いさ)め、その保護者に対し、指導、監督等、保護者としての責任を果たすよう求める必要がある。そして、いじめの存在を知らず傍観したり、暴行に加担したりする児童・生徒には、いじめを受けている児童・生徒の心の痛みや、傍観することはいじめにほかならないことを理解させ、いじめを解消する行動を促すなどし、いじめによる被害を解消するための指導、監督を行う義務を負うと考えられる(東京高裁判決平成19年3月28日)。

他方、保護者には、「子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」義務がある(いじめ防止対策推進法9条1項)。例えば、子どもが、粗暴事件を繰り返し、その指導を学校等から求められている場合、再発を防ぐべく強力な指導を行う法的責任を負う(神戸地裁判決平成21年10月27日)。そして、この責任が十分に果たされていないと判断されるとき、保護者に不法行為責任が成立する余地が生じることになる。